

Q

3

取消権の行使

被補助人が補助人の同意を得ずに同意を要する行為をした場合、どうすればよいですか。



A

補助人は、当該行為が被補助人にとって不利益かどうか判断し、不利益であれば取り消し、不利益が特にないと考えられる場合には追認することになります。

【取消権の行使の仕方】

被補助人が補助人の同意を得ずに行った行為を取り消すには、補助人は、少なくとも法律行為（契約など）を特定し、それを取り消す旨を相手方に表示することが必要です。口頭でも取消しの効力は生じますが、争われたときの証拠として内容証明郵便で通知しておくことが望ましいでしょう。

【追認するかどうか求められた場合】

相手方が補助人に対し、1か月以上の期間を定めて追認するかどうかの確答を求めた場合、補助人が確答しなければ、追認したものとみなされ、契約は有効になります（民法第20条2項）。

一方、相手方が被補助人に対し、1か月以上の期間を定めて補助人の追認を得るように求めた場合、被補助人がその期間内に追認を得たとの通知をしなければ、取り消したものとみなされ、契約は初めから無効であったことになります（民法第20条4項）。

ただし、被補助人が詐術を用いて法律行為をしたときは、取り消すことはできません（民法第21条）。詐術とは、行為能力の制限がないと相手方に誤信させる行為です。

【取消の効果】

取り消された行為は、初めから無効なものとみなされますので、その行為によって得た利益があれば、返還しなければなりません。

返還しなければならないのは、利益がそのままの形（現金のまま）の場合、形を変えて残っている場合（借りたお金で購入した商品など）です。

【取消ができない場合】

被補助人が詐術を用いた場合のほか、補助人が追認した場合、補助人が行為を知った時から5年経過した場合、行為の時から20年経過した場合には、取消しができなくなります。